

**新潟県生活環境の保全等に係る条例及び
上越市生活環境の保全等に係る条例上の特定施設一覧表**

新潟県生活環境の保全等に係る条例

番号	名称	番号	名称
1	活性白土製造業の用に供する水簸ひ施設及び水洗施設		
2	ほうろう製品(金属を素材としたものに限る。)の製造の用に供する水洗施設		
3	水産練製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの(水産練製品製造業その他の業務の用に供する部分の総床面積が750平方メートル未満の工場等に係るものを除く。) (1) 解凍施設 (2) 播漬 ^{らいかい} 施設 (3) 混合施設 (4) 成型施設 (5) 蒸煮施設		
4	そう菜製造業の用に供する調理施設(そう菜製造業その他の業務の用に供する部分の総床面積が500平方メートル未満の工場等に係るものを除く。)		

上越市生活環境の保全等に係る条例

番号	名称	番号	名称
1	油分離施設		
2	し尿浄化槽(処理対象人員が100人以上500人以下のものに限る)		